

第 2 回

中川・綾瀬川有識者会議資料

平成 1 8 年 1 2 月 1 8 日

関東地方整備局

江戸川河川事務所

# 1. 中川・綾瀬川の概要

## (1) 流域及び河川の概要

中川は埼玉県羽生市に源を發し、埼玉県東部及び東京都を流下して、荒川沿いに東京湾に注いでいる幹線流路延長<sup>1</sup>約 81km、流域面積約 811km<sup>2</sup>の一級河川です。

綾瀬川は、埼玉県桶川市に源を發し、埼玉県南部と東京都東部の低平地を流下する幹線流路延長約 48km、流域面積約 162km<sup>2</sup>の一級河川です。

1：幹線流路延長とは、中川は本川筋の源流から河口までの長さをいい、綾瀬川は本川筋の源流から中川合流点までの長さをいいます。

中川・綾瀬川流域の地形は、海拔およそ 20m の関東ロームに覆われた洪積台地と、利根川や荒川による洪水堆積物によって生じた沖積平野により構成されています。

洪積台地は、南西部の大宮台地と、東縁部の常総台地の2地帯が大きくなっています。台地上には、元の利根川、渡良瀬川、荒川等により、深い浸食谷が形成され、また中央の台地上には、荒川、綾瀬川等多数の中小河川によって谷が形成されていました。

約 6,000 年前の中川・綾瀬川流域は、縄文海進により海が内陸深く侵入し、現在 10m の等高線のところまでが海であったと考えられており、現在の沖積平野は、この縄文海進時代の海が山地からの流送土砂によって埋没し、さらに隆起によって陸地化したことにより形成されました。このようにしてできた沖積平野の表面は平坦ですが、旧河道および現河道沿いには、洪水時に土砂が堆積して形成された帯状の自然堤防が存在し、現在は畑や宅地として利用されています。

自然堤防の後背地にはシルトからなる低湿地が広がっていて、水田等に利用されています。

中川・綾瀬川流域の地質は、最上流部の熊谷低地は扇状地の形態を示しており、構成する地層は砂礫層が多くなっています。

現河道や旧河道に沿っては、細粒砂や泥質堆積物が分布し、後背湿地には泥質堆積物が地表から地下 2～3m まで続いています。旧河道の自然堤防は細砂と泥の混合物で構成され、古利根川、元荒川の流路に沿って大量の砂が堆積しています。

中川・綾瀬川流域の低地を構成している沖積層は、前述の表層堆積物の下位に、粘土層、砂層、礫層と続き、礫層の深さは古利根川沿いの低地で海面下 30～40m です。

これら低地帯と大宮台地、常総台地との境界をなす崖には、ローム層の下に粘土を介して、中～細粒砂層の互層があります。

注) この資料は、検討途上の資料であり、今後の検討によって変わりうるものである。

中川・綾瀬川流域の自然環境は上中流域が水田地帯を流れる小さな流れとなっており、流れが緩やかな場所を好む淡水魚や、河岸のヨシなどの水辺植物が見られます。

下流域の吉川市から八潮市付近の右岸側は、沿川に自然堤防が発達し、ケヤキやムクノキによって構成された屋敷林や社寺林が特徴的であり、鳥類や、昆虫類など多様な生物が見られます。また、河口まで堰等の横断構造物がなく、感潮域となっているため河口付近で確認される種も生息しています。さらに下流部は、首都圏の市街地を流れており河岸の人工化が進んでいるため、動植物の種類も多くありませんが、汽水域を好む魚類や、砂泥底に生活するシジミやゴカイなど汽水域の底生動物が生息しています。また、綾瀬川下流域では、沿川が市街化された地域を流れており、水際部がほとんど直立した護岸で整備されているため、全体的に水辺に水生植物などの緑の少ない環境となっています。

## (2) 治水の沿革

表 1-2-1 中川・綾瀬川における主要洪水とその被害状況

洪水年月	熊谷 総雨量 (mm)	ピーク水位(A.P.m)		浸水面積 (km <sup>2</sup> )	浸水戸数(戸)		備考
		吉川	谷古宇		床下	床上	
S33.9(狩野川台風)	354.5	4.74	4.56	278.4	29,981	11,563	
S36.6(台風6号)	227.6	4.58	3.81	203.5	不明	不明	
S41.6(台風4号)	268.0	3.70	4.41	353.5	19,841	4,378	
S54.10(台風20号)	149.5	3.60	3.51	10.3	11,453	1,654	綾瀬川激特採択
S56.10(台風24号)	98.0	3.18	3.54	21.2	16,242	3,419	綾瀬川激特採択
S57.9(台風18号)	329.0	3.98	3.75	276.9	29,999	6,426	新方川激特採択
S61.8(台風10号)	143.0	3.84	3.86	65.3	17,785	5,177	綾瀬川激特採択
H3.9(台風18号)	145.0	4.11	4.01	92.4	27,167	4,264	綾瀬川激特採択
H5.8(台風11号)	172.0	4.08	3.62	69.6	14,079	1,898	
H8.9(台風17号)	171.0	3.73	3.14	24.7	2,699	126	
H10.9(台風5号)	185.0	3.79	2.84	7.0	221	18	
H11.8(熱帯低気圧)	269.0	4.08	2.88	6.4	595	39	
H12.7(台風3号)	171.0	4.07	3.03	11.1	679	147	
H16.10(台風22号)	188.0	4.26	3.44	6.5	1,141	132	

注)・昭和54年、昭和56年洪水被害は綾瀬川流域のみ。  
・吉川地点 警戒水位 <sup>1</sup>A.P.+3.60m<sup>2</sup>、計画高水位 <sup>3</sup>A.P.+4.75m

浸水面積、浸水戸数は江戸川河川事務所調べ

- 警戒水位 : 河川が増水した場合に水防団が出勤して堤防の警戒にあたる目安の水位です。
- A.P.m : 中川・綾瀬川流域の河川の水位を表す場合の標高単位です。Arakawa Peilの略で、隅田川河口の霊岸島量水標の零位が基準になっています。  
A.P. = T.P. + 1.134m  
T.P. = 東京湾中等潮位
- 計画高水位 : 治水計画の目標とする洪水に対する河川の水位で、堤防の設計・整備などの基準になります。堤防や治水施設が完成していなければ、この水位より低い水位で氾濫などが発生する可能性があります。

注) この資料は、検討途上の資料であり、今後の検討によって変わりうるものである。

表 1-2-2 中川・綾瀬川の計画高水流量の変遷

計画策定年	計画名	計画高水決定根拠	計画概要
大正 5 年	内務省直轄改修計画	大正 2 年 8 月洪水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画雨量：120mm/日</li> <li>・ 吉川（中川）：264m<sup>3</sup>/s</li> <li>・ 昭和 5 年に事業完了し、東京都、埼玉県に管裡引継ぎ</li> </ul>
昭和 13 年	中川・綾瀬川・芝川三河川総合改修増補計画	昭和 13 年 6、7 月洪水、昭和 13 年 9 月高潮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吉川（中川）：415m<sup>3</sup>/s</li> </ul>
昭和 38 年	中川総体計画	昭和 33 年 9 月洪水 昭和 36 年 6 月洪水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 50 年確率、292mm/2 日</li> <li>・ 吉川（中川）：800m<sup>3</sup>/s</li> <li>・ 綾瀬川：160m<sup>3</sup>/s（うち 100m<sup>3</sup>/s を綾瀬川放水路で中川へ）</li> <li>・ 流域に湛水許容：3,600 万 m<sup>3</sup></li> </ul>
昭和 41 年	工事実施基本計画	昭和 40 年の新河川法施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画規模等は S38 総体計画踏襲</li> <li>・ 三郷放水路 200m<sup>3</sup>/s（江戸川へ）</li> </ul>
昭和 55 年	工実改定		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100 年確率、355mm/48hr</li> <li>・ 吉川（中川）：1,100m<sup>3</sup>/s</li> <li>・ 谷古宇（綾瀬川）：90m<sup>3</sup>/s</li> <li>・ 水田に無被害湛水：5,540 万 m<sup>3</sup></li> </ul>
平成 5 年	工実改定	土地利用の変化、新たな開発構想、下水道計画の整備等の様々な治水条件の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画規模等は S55 工実踏襲</li> <li>・ 外郭放水路 270m<sup>3</sup>/s（江戸川へ）</li> <li>・ 水田に無被害湛水：2,900 万 m<sup>3</sup></li> <li>・ 恒久的な流域対策 700 万 m<sup>3</sup></li> </ul>

50 年（100 年）確率雨量：概ね 50 年（100 年）に 1 回の確率で発生すると予想される規模の降雨量

注）この資料は、検討途上の資料であり、今後の検討によって変わりうるものである。

### (3) 利水の沿革

中川・綾瀬川の流域は埼玉東部の水田地帯を抱えており、古くから農業水利が発達した河川です。主な農業用水としては、従来は江戸川から取水していた二郷半領用水が、江戸川の河床低下に伴う取水不良から、昭和 23 年から中川を水源とするようになり、その後、他の用水と合わせた再編の上、現在、国営利根中央土地改良事業用水(中川取水口)として取水されています。

現在、流域の農業用水は、昭和 43 年に竣工した利根川から取水する利根川大堰からの供給によってその多くがまかなわれています。

工業用水の利用は、都市用水の急増と、地盤沈下防止対策として地下水から河川表流水への水源転換事業により、昭和 39 年から埼玉県営東部第一工業用水道事業が取水を開始したのが最初で、現在では昭和 43 年完成の埼玉県中央第一工業用水道事業と合わせた、埼玉県南部工業用水道事業として利用されています。

また、三郷放水路は、北千葉導水事業と相まって、江戸川の都市用水取水に役立っています。さらに、かんがい期には、中川の流況が良い時に限り「中江戸緊急暫定導水路」を通じて、中川から江戸川へ水道用水として最大 6.79m<sup>3</sup>/s が導水されています。

## 2. 中川・綾瀬川の現状と課題

### (1) 治水の現状と課題

#### 1) 洪水対策

##### 河道整備

##### 洪水処理

中川・綾瀬川流域は、近年の急激な都市化により浸水の恐れのある区域へ人口、資産が集中すると同時に、水田や畑が従来有していた保水・遊水機能が失われてきています。

そのため、流域自治体においても、昭和 58 年度から進められている総合治水の対策の一環として、流域の保水・遊水機能を適切に確保するため、開発に伴う流出抑制対策等を実施しています。

しかしながら、いまだ十分な状況ではなく、今後も更なる整備が必要です。

#### 2) 堤防の安全性

#### 3) 高潮対策に伴う影響区間での対策

#### 4) 河川管理施設等の維持管理

注) この資料は、検討途上の資料であり、今後の検討によって変わりうるものである。

## (2) 利水の現状と課題

## (3) 環境の現状と課題

### 1) 水質

中川・綾瀬川は流量が少ない上に流れが緩やかであること、急激な都市化に下水道の整備が追いつかず生活排水が多く流入することから、水質の汚濁が進んだ河川です。全国一級河川の大臣管理区間の水質調査結果では、綾瀬川が昭和 55 年から平成 6 年まで 15 年連続で最下位を記録するなど、中川・綾瀬川共に調査開始以来常に下位に位置しています。

綾瀬川では、平成 7 年度より『利根川水系綾瀬川水環境改善緊急行動計画（綾瀬川清流ルネッサンス）』に基づき、流域の関係機関による下水道の整備、水質浄化施設の整備、河川の清掃活動など流域ぐるみの水質浄化対策を展開しています。これにより、綾瀬川流域の下水道整備率（水洗化人口普及率）は平成 7 年の 58.7%から平成 16 年には 75.2%まで向上しました。また、平成 15 年からは綾瀬川・芝川等浄化導水事業により、荒川から綾瀬川・伝右川・毛長川等に浄化用水が導入されています。これらの対策の結果、徐々に綾瀬川の水質改善効果が現れていますが、その水質はまだ十分ではなく、さらなる取り組みが必要とされています。

利根川水系綾瀬川水環境改善緊急行動計画では、平成 7 年から平成 12 年を計画対象期間とした「清流ルネッサンス 21 計画」が終了し、現在は平成 13 年から平成 22 年を計画対象期間とした「清流ルネッサンス 計画」に取り組んでいます。

中川・綾瀬川流域の上流部は、広大な農耕地を有しているため、かんがい期には利根川等から取水された農業用水の落ち水により流量は比較的豊富であり、水質の環境基準を満足しています。しかし、非かんがい期は農業用水の落ち水が減少し、生活排水が主体となるため、水質が悪化する傾向があります。

注) この資料は、検討途上の資料であり、今後の検討によって変わりうるものである。

## 2) 自然環境

中川・綾瀬川は、全区間を通じて河床勾配が緩やかな河川です。中川・綾瀬川共に本川下流部に堰を有さないため、下流域の広い区間で潮汐の影響を受けていることが特徴です。

中川については、大臣管理区間上流端から大落古利根川合流点までは、かつて江戸川へ合流していた庄内古川を中川へ付け替えた区間となり、緩やかな田園地帯を流れる水路的環境となっています。この区間は、モツゴやタナゴ類など純淡水域の水生生物が見られますが、高水敷を持たず河岸の入り組み等も少ないので、全体的に生物生息環境としては単調です。

大落古利根川合流点から潮止橋までは、かつての利根川本川が形成した自然堤防が見られる区間です。自然堤防は特に右岸側で原形をとどめており、自然堤防上の屋敷林・雑木林から農耕地、水際のハンノキ林、ヨシ原、干潟と様々な生物の生息環境がモザイク状に連続していることが特徴的です。このように、人の生活と河川の自然環境が一体化した人里的環境は、首都圏では数少ない場所となっています。しかし、近年は耕作放棄地に帰化植物が繁茂したり、定期的な草刈りにより維持される明るい草地環境が減少したりするなど、環境の悪化が見られます。また越谷市には、都市部では非常に稀となったシラサギ類の集団営巣地があり、周辺の水田などの餌環境と安全な河川の環境が残されていることがうかがわれます。また、潮汐の影響を受けるヨシ原ではヒヌマイトトンボの生息が確認されています。これに対し、左岸側は高水敷が全くなく、一部水際にヨシ原が形成される他は、自然環境に乏しい区間です。

潮止橋から下流部は、人工的に開削された水路の区間で、一部区間の水際に抽水性のヨシ原が形成される他は、大部分がコンクリートや矢板の護岸となっており、自然環境に乏しい区間です。ただし、水域ではマハゼなどの底生魚やヤマトシジミやゴカイ類などの汽水性底生動物が生息しています。

中川は水の流れが穏やかであること、流域の大半が開発されていることなどから、水質が悪化していましたが、水質の改善に伴い水生生物も増加の傾向にあります。

注) この資料は、検討途上の資料であり、今後の検討によって変わりうるものである。

綾瀬川は元荒川から分派し、湿地帯の中を蛇行しながら流れていたものを、江戸時代の新田開発を目的として、最上流部の備前堤設置による元荒川からの分離、河道の直線化及び伝右川開削による周辺湿地の排水能力の向上と水運確保が実施された結果、非常に人工的な影響が強くなった河川です。近年においても度重なる激特事業により、人工的護岸が整備され、生物の生息場として厳しい環境の河川です。大臣管理区間においては、塩水の遡上はほとんどありませんが、干満の影響を受ける区間であるため、マハゼやボラなどの汽水魚の遡上が見られます。

近年になって、綾瀬川の自然環境を復元させるため、川沿いの遊休地を活用した大曽根バイオパーク等の整備をしており、モツゴ、タナゴ類などの小魚類や水鳥の生息場が確保されつつあります。また、綾瀬川の水質改善が進むにつれ、ほとんど生物が見られなかった河床にもイトミミズや貝類が復活してきました。

### 3) 河川空間の利用

中川下流部においては、江戸川や利根川のような利用可能な高水敷がほとんど無く、空間利用は水際からの釣りや、堤防上の散策・サイクリング等の縦断的な利用に限られます。

越谷市から八潮市付近の右岸側については広い高水敷がある自然堤防帯区間となっており、大部分は農地として利用されていますが、近年は耕作が放棄され雑草地になっている場所も多くなっています。その他にも住宅地や樹林地、グラウンド等の様々な土地利用がされています。右岸の高水敷は一部箇所を除いて河川保全区域となっており、土地も大部分が民有地です。

今後河川改修に伴い、現在河川保全区域となっている民有地を一部公有地化する計画であり、これらの新しく造成される高水敷については、利用計画が定まっていません。そのため、河川整備にあたっては自然環境保全に留意し、沿川の地域住民や自治体等の意見・要望を反映しつつ、公共性が確保された土地利用計画を策定する必要があります。

中川は古くから舟運が発達していた河川であり、現在ではタンカーやプレジャーボートなどの航行が盛んです。また、水面利用の盛んな中川では、民間のマリーナ施設3箇所が存在しますが、管理されたマリーナ以外に不法に係留している船舶が全川にわたり存在するため、治水上の問題となっています。

注) この資料は、検討途上の資料であり、今後の検討によって変わりうるものである。

綾瀬川は人工的な開削水路区間が大きく、また、度重なる浸水被害に対応するため、用地を最大限活用して河川改修が行われたため、ほとんど高水敷を有しておらず、河川空間の利用はサイクリングや散策といった天端の縦断的な通行に限られています。その中でも、草加市にある「綾瀬川の松並木」の区間は約 1.5km に渡り並木と散策道が整備され、沿川市民の憩いの場となっています。草加市では、松並木周辺を対象に内閣府から「地域再生計画」の認定を受け、地域再生法に基づいて、住民が主体となった「今様・草加宿」をテーマとしたまちづくりが進められ、綾瀬川においても安全に水に触れあうことが出来るような親水拠点整備が望まれています。

綾瀬川については、中川ほどの船の航行はありませんが、綾瀬川沿いに立地した合板工場へ材木を運ぶ曳船・筏が見られます。

#### 4) 景観

#### 5) 河川空間の維持管理

注) この資料は、検討途上の資料であり、今後の検討によって変わりうるものである。

### 3 . 河川整備計画の目標に関する事項

#### ( 1 ) 河川整備計画の基本理念

#### ( 2 ) 計画対象区間及び計画対象期間

##### 1 ) 河川整備計画の対象区間

##### 2 ) 河川整備計画の対象期間

#### ( 3 ) 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

##### 1 ) 洪水対策

##### 2 ) 高潮対策に伴う影響区間対策

#### ( 4 ) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

#### ( 5 ) 河川環境の整備と保全に関する目標

##### 1 ) 水質の保全

##### 2 ) 河川環境の保全

中川の改修工事にあたっては、高水敷が都市部に残された重要な自然環境であることを考慮し、現況を十分把握した上で、自然環境の保全を行うとともに、水際部についても、植物の生息環境の保全やワンド等の形成を図り、自然環境の連続性・多様性のある河川を目指します。

綾瀬川は自然地がほとんど失われているため、可能な限り失われた自然環境の再生・創出を目指します。

中川・綾瀬川両河川は、埼玉東部地域の自然環境のネットワーク軸としての資質を有しており、堤内側に残る自然地との自然のネットワーク形成を目指します。

#### 3 ) 人と川とのふれあいの確保

### 4 . 河川整備の実施に関する事項

#### ( 1 ) 河川整備の基本的な考え方

##### 1 ) 洪水・高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する考え方

中川の治水対策は流域と一体となり安全度を確保するものであり、開発に伴う流出抑制対策や校庭貯留等の貯留浸透対策及び埼玉県整備による大吉調節池等の洪水調節施設を見込んだうえで、既設の首都圏外郭放水路により洪水調節を行い、中川の吉川において河川整備の目標流量を  $m^3/s$  とします。さらに河道掘削、築堤、堤防嵩上げ等を行なうことで、洪水の安全な流下を図ります。

注) この資料は、検討途上の資料であり、今後の検討によって変わりうるものである。

## 2) 河川環境の整備と保全に関する考え方

中川については、現存する自然地について極力保全を図ると共に、築堤・掘削により影響を受ける自然地については、必要な対策を行い、河川の多様な生物生息・生育環境を確保します。特に水際部分については、自然環境の連続性及び多様性を確保します。

自然環境の保全と秩序ある河川利用の促進を図るため、動植物の生息・生育環境の保全や人と川とのふれあう場など、利用目的に応じたゾーンの配置を行い、ゾーンの特性に応じた適正な整備及び管理を実施します。

## 3) 河川整備の実施に関する総合的な考え方

### (2) 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

#### 1) 洪水等に関する整備

##### 河道の流下能力向上

河川整備の目標流量を安全に流下させることができない区間においては、河道の流下能力向上対策として河道掘削、築堤及び堤防の嵩上げ等を実施します。

堤防の整備にあたっては、効率性や社会的影響等に配慮し、河川整備基本方針と整合の取れた堤防断面で整備します。

また、必要に応じて学識経験者等の意見を聴きながら、河道の維持及び動植物の生息・生息環境に配慮し、実施します。

#### 流域外への排水施設

目標の降雨規模に対し、流域対策及び綾瀬川放水路等の施設と併せて、綾瀬川の谷古宇の流量を  $\text{m}^3/\text{s}$  以下にするとともに、河道の安全な流下のため八潮排水機場、綾瀬排水機場の増設及び首都圏外郭放水路の延伸等の施設について検討・整備します。

検討・整備にあたっては、河道及び流域状況を踏まえ関係機関等との調整、連携を図るとともに、より効果的な施設とします。

注) この資料は、検討途上の資料であり、今後の検討によって変わりうるものである。

## 流入する支川の排水対策

### 堤防の質的安全性確保

中川の堤防は、過去の洪水履歴等に基づいて、長年にわたり拡築や補修が行われてきました。これらの河川堤防は工事の履歴や土質等が明確でないところもあり、工学的に検討されたものではありません。

埼玉県八潮市大瀬等、堤防の詳細点検の結果、対策が必要となった箇所について必要に応じた対策を順次講じていきます。

## 2) 河川の環境の整備と保全に関する事項

### 水質の改善

下水道事業等の関連事業と連携を図り、流入する汚濁負荷量の削減に努めるとともに、中川・綾瀬川の水質に影響を与える支川において、関係機関と連携を図り水質改善対策を検討し実施します。また、綾瀬川においては、関係機関と連携し平成22年を目標年とする『利根川水系綾瀬川水環境改善緊急行動計画（綾瀬川清流ルネッサンス）』を策定しており、その計画に基づき綾瀬川及び支川の水質改善対策を検討し実施します。

### 河川環境の保全と再生

中川の高水敷にある人里的環境や、水辺のハンノキ林やヨシ原等を対象に、極力自然環境の保全及び再生を図ります。具体的な保全・再生手法については、対象となる地域の特性を把握した上で、必要に応じて学識経験者等の意見を聴きながら適切な手法を採用します。

中川・綾瀬川では人工化された水際部を対象に、失われた自然環境を可能な限り再生し、既設護岸の緑化を図ります。

中川・綾瀬川を軸とした自然環境の資質向上を目的に、関係機関及び地域住民と連携して、流域に残る自然地と河川区域内の自然地とのビオトープネットワーク化を図るよう努めます。

注) この資料は、検討途上の資料であり、今後の検討によって変わりうるものである。

## 人と川とのふれあいの確保

中川においては、地域の歴史文化、河岸周辺の利用や、環境を考慮しながら、安全で秩序のある水面利用の増進を実現するための利用計画を策定し、それに基づいた航行標識等の施設整備を行います。

人の利用が多く見込まれる箇所には、すべての人が安全かつ快適に利用できるようなバリアフリー坂路等を地域のニーズを踏まえ整備します。

綾瀬川では、住民が主体となった「今様・草加宿」をテーマとしたまちづくりと連携し、地域ニーズを踏まえた親水護岸の整備を行います。また、自然環境及び地域の特性を考慮しつつ、安全に水や生き物とふれあうことができる場として拠点整備を行っていきます。

なお、人と川とのふれあいに関する整備箇所については、上記整備箇所のほか、地域計画及び地域のニーズを踏まえ、必要に応じて新たな施工箇所を追加するとともに、関係自治体と連携し、施工場所・内容の調整を図り整備を実施します。

### (3) 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

#### 1) 河川の維持に関する基本的考え方

#### 2) 洪水、湛水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

堤防の維持管理

河道の維持管理

河川管理施設の維持管理

河川管理施設の操作管理

河川等における基礎的な調査

防災等の情報の共有

イ．水防警報の発令

ロ．洪水予報の発令

ハ．浸水予想区域の指定、公表

ニ．防災情報の多様化

地域における防災力の向上

イ．水防体制の維持・強化

ロ．地域防災力の再構築

災害発生時の自治体への支援

治水機能の保全

防災施設の整備と活用

注) この資料は、検討途上の資料であり、今後の検討によって変わりうるものである。

## 被害軽減対策等

イ．排水ポンプ車の活用

ロ．破堤時の被害軽減対策の検討

### 3) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川水の利用

渇水時の対応

### 4) 河川環境の保全に関する事項

水質の保全

水質事故への対応

河川空間の適正な利用

イ．秩序ある河川空間利用の調整

ロ．秩序ある水面利用の確保

中川・綾瀬川では船舶の航行が見られますが、一部において不法占用による係留が見られるほか、さまざまな水面活動が重なることによる事故の危険性を有しています。そのため、自治体や水面利用者団体等と協力して水面利用のルールを確立するほか、係留施設等を用いた秩序ある係留の実現に努めます。

また、中川・綾瀬川は比較的内陸の都市部まで船舶の通航が可能であるため、これらの特性を生かした舟運の活性化のために必要な河道や河岸の維持管理を行います。

## 八．川の利用促進のための施設の維持

### 二．河川景観の維持、河川文化の伝承

#### 良好な河川環境の保全

#### ゴミ対策

河川的环境を常に清潔に維持し、不法占用や不法投棄等がなされないよう、河川巡視等において監視を行い問題の早期発見・改善を行います。また、地域住民等の参加による河川の美化・清掃活動を自治体と連携して支援し河川美化の意識向上を図るとともに、地域住民等がボランティアとして継続的に河川美化活動を実施するアダプトプログラム等の活用を自治体と連携し促進します。

注) この資料は、検討途上の資料であり、今後の検討によって変わりうるものである。

## 5) その他の維持管理に関する事項

### 河川管理情報のデータベース化

#### 維持管理技術の継承と熟練高齢者の活用

維持管理技術の改善及び高度化を図るとともに、河川の状況を診断し、その変化を見逃さずに維持・補修などの対応の緊急性が判断できる一定以上の技能水準を満足するよう、河川管理者の維持管理技術力向上のための取り組みを行います。また、経験や実績の豊富な熟練高齢者の活用、再チャレンジの機会の創出に努め、生きた維持管理技術の継承を図ります。

## 5. その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項

### (1) 地域住民、関係機関との連携・協働

流域の豊かな自然環境、地域の風土・文化を踏まえ、魅力的で活力あふれる地域づくりの軸となる中川・綾瀬川とするため、沿川の自治体が立案する地域計画との連携・調整を図りつつ、河川に関する情報を幅広く提供するとともに関係自治体、地域の団体・ボランティア等の地域作りの活動との連携・支援を積極的に推進し、地域住民や関係機関などと一体となった協働作業による河川整備を推進します。

また、河川環境保全モニター制度などを積極的に活用し、地域住民等からの河川に関する情報が収集できるように努めます。

### (2) 環境教育の支援

### (3) 高齢化社会への対応

### (4) IT(情報技術)の活用

### (5) 河川情報の共有と新たな技術開発の取り組み

### (6) 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理

注) この資料は、検討途上の資料であり、今後の検討によって変わりうるものである。